

長与町新図書館基本構想

～ 集い・憩い・語らい・

未来を拓くみんなの図書館 ～



平成27年3月

長 崎 県 長 与 町

【長与町新図書館基本構想の策定及び改訂の経緯】

平成27年3月 長与町新図書館基本構想策定

令和2年3月 長与町新図書館基本構想改訂

<改訂趣旨>

新図書館が本構想に基づき建設された事実を、将来にわたり明確にするため、「構想の期間」を削除し、本構想を建設完了後も有効な構想と位置づけるもの。

<改訂内容>

- ・ 1－（2）構想の位置づけ

以下の文言を追加

なお、社会情勢の変化等により、内容を変更する必要がある場合は改訂を行うものとする。

- ・ 1－（3）構想の期間

削除

目 次

- 1 基本構想の策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
 - (1) 策定の趣旨
 - (2) 構想の位置づけ
 - (3) 構想の期間

- 2 新図書館建設に至る経緯及びその趣旨・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
 - (1) 新図書館建設に至る経緯
 - (2) 新図書館建設の趣旨

- 3 長与町図書館の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
 - (1) 施設
 - (2) 運営
 - ① 職員数
 - ② 開館時間・開館日
 - ③ 貸出方法
 - ④ 貸出対象
 - ⑤ 貸出冊数及び期間
 - ⑥ 蔵書
 - ⑦ 郷土資料収集
 - ⑧ 被爆資料収集他
 - ⑨ 利用状況
 - ⑩ サービス

- 4 新図書館建設の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本目標
 - (3) 情報発信の拠点として

- (4) 親しまれる図書館像
 - (5) 文化財の保存
 - (6) 多機能型施設
- 5 新図書館の建設場所および敷地規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 ページ
- (1) 建設場所
 - (2) 敷地規模
- 6 新図書館の規模とサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ
- (1) 蔵書規模
 - (2) 施設規模
 - (3) 運営体制
 - (4) 提供するサービス
 - ① 閲覧・貸出・返却
 - ② レファレンスサービス・レフェラルサービス
 - ③ 乳幼児へのサービス
 - ④ 青少年へのサービス
 - ⑤ 障がいのある方へのサービス
 - ⑥ 高齢者へのサービス
 - ⑦ 特色あるサービス
 - ⑧ 行政・議会・地域・コミュニティ・自治会等の情報発信
 - ⑨ ITサービス・図書館ネットワークサービス
 - ⑩ 複合する施設との連携
 - ⑪ 自動車文庫「ほほえみ号」
 - ⑫ 町民の憩いの場として
- 7 施設整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23 ページ
- (1) 全体のデザイン・周辺環境との調和
 - (2) ゆとり

- (3) バリアフリー及びユニバーサルデザイン
- (4) 子どもたちのために
- (5) 循環型社会への貢献・再生可能エネルギーの活用
- (6) 災害避難場所としての設備
- (7) 駐車場の確保
- (8) 交通機関とアクセス

8 管理・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27 ページ

- (1) 職員体制・司書の確保
- (2) 維持管理
- (3) 危機管理
- (4) 開館時間等
- (5) 図書館サポーターとボランティア
- (6) 地元産業・商業との連携

9 建設方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31 ページ

- (1) 透明性の確保
- (2) 設計・施工業者の選考及び決定方法
- (3) 新図書館建設準備室の設置
- (4) 交付金事業を含む国庫補助事業等の活用
- (5) 財政上の留意点

10 建設スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35 ページ

長与町新図書館基本構想策定委員会名簿・・・・・・・・ 36 ページ

結びに 長与町新図書館基本構想策定委員会委員長・・・・・・・・ 37 ページ

1 基本構想の策定に当たって

(1) 策定の趣旨

この基本構想は、新長与町立図書館建設に関する諸問題について、基本構想策定委員会で検討を重ね、新図書館建設の基本的な考え方をまとめ、完成までの様々な事項についてその方向性を示したものである。

新図書館は、ゆとりある余暇を過ごせる場であるとともに、町民の活発な利用により町民相互の交流の場・情報発信の拠点として活用され、町全体の活性化に寄与する施設となることを目標として建設されるものであり、親しみやすく利用しやすい機能を備えたものでなければならない。

町民の意識の多様化に伴い、図書館へ期待する事項も多岐にわたっている。

町民の想いに充分配慮し、「集い・憩い・語らい、未来を拓くみんなの図書館」を目標として、多くの町民の意向を反映して建設・運営を実施するようにしなければならない。

新図書館が、「教育・文化・福祉のまち長与」のシンボルとして完成し、町民にとっては「住み続けたい」、町外者は「長与町へ住みたい」「子育てを長与町で」との若年世代を始めとして定住人口増に繋がることを期待し、「幸福度日本一のまち」を目指してこの基本構想を策定した。

(2) 構想の位置づけ

基本構想は、現段階での検討であり、日々進歩している技術及び社会情勢等により変化していくものであり、必要に応じて改正を加えていく必要がある。

そのためこの基本構想では、詳細な事項について定めることは避け、柔軟に対応ができる表現とした。

また、長与町第8次総合計画の施策の中で、「生涯学習関連施設の整備」を実現するための構想である。

なお、社会情勢の変化等により、内容を変更する必要がある場合は改訂を行うものとする。

2 新図書館建設に至る経緯及びその趣旨

(1) 新図書館建設に至る経緯

現在、長与町の図書館は、1958年（昭和33年）に建設された旧役場庁舎を改装し、1989年（平成元年）4月に開館された。

すでに築55年余を過ぎ、著しい老朽化が見られる。税法上のコンクリート構造物の耐用年数が50年であることを考えると、部分的な修理等では対応できない状況にある。

2階、3階部分は、閲覧等には使用しているが、荷重がかかる書庫としての利用は制限を行っている。

駐車場は、玄関側4台、裏に4台の計8台分しかなく、町民の図書館利用の大きな障害になっている。

また、他自治体との比較においても、蔵書数や図書館としての機能・規模が大きく下回っている現状である。

このような状況を踏まえて、「長与町第8次総合計画」では、「図書館及び生涯学習センター機能を備えた施設の整備に努める。」との施策が示されている。

教育委員会では、平成24年7月に「長与町立図書館整備計画検討委員会」を立ち上げ、長与町図書館の現状とあるべき姿について、延べ28回の協議・検討を行った。その検討結果を、平成26年7月に「長与町立図書館整備基本計画書」（以下基本計画書という）として作成し、教育長へ答申した。

また、町長は、平成25年2月に長与町総合開発審議会に対し、「長与町コンパクトシティ構想の策定について」を諮問し、付属の専門部会「長与町コンパクトシティ構想推進委員会」での学識者・有識者による調査・検討・議論を経た後、同年11月に答申を受けた。その中で公共施設の適正配置による中心市街地の活性化が主要なテーマになっており、コンパクトシティ構想の中核施設として新図書館が位置づけられている。また、検討の結果、榎の鼻区画整理事業保留地と長崎西彼農協長崎支店の2カ所を建設候補地として推薦している。

平成26年3月議会における施政方針で町長は、榎の鼻区画整理事業保留地を建設候補地とする最終決断の表明を行った。

以上のような経緯を踏まえて、町は、同年7月に新図書館建設への第一歩として、「基本構想」の策定を行うこととし、正式にプロジェクトチームを発足させ、具体的な検討に着手した。

その後、策定の為、12名の外部委員で構成された「基本構想策定委員会」を発足し、基本構想について様々な角度から検討を行い町長への答申を行った。

(2) 新図書館建設の趣旨

「本を読み、本を借りる。」という図書館の役割は、時代のニーズに応じて大きく変化している。社会の変革に伴い、図書館は、地域の情報拠点としての役割が求められている。各年齢層の町民相互の交流の場、郷土への愛着・誇りの醸成、町の活性化・町づくりの中核としての役割を持ち、新図書館は、町民が将来にわたって親しみ誇りに思える施設、運営を目指し建設を行っていく。

3 長与町図書館の現状と課題

次表は、人口規模が同等である自治体との比較のために作成した表で、「日本の図書館 統計と名簿2013」及び「平成26年度 長与町図書館概要」から抜粋作成したものである。

図書館の延床面積、職員数、蔵書数、貸出数、年間資料費のいずれの項目も平均を大きく下回っていることが判る。平均は、あくまで目安であるが、この表を参考にしながら、人口規模に見合ったサービス提供が出来る長与町にふさわしい図書館規模を考えなければならない。

ただし、表は、統計数字であり、その内容には言及されていない点を考慮しなければならない。

図書館名	人口	延床面積	職員数	蔵書数	貸出数/人	年間資料費
北海道音更町	4.6万人	3,253 m ²	13人	18万2千冊	6.0冊	1,132万円
埼玉県杉戸町	4.7万人	2,108 m ²	13人	16万7千冊	6.9冊	1,268万円
愛知県武豊町立	4.2万人	2,741 m ²	19人	22万2千冊	11.5冊	1,390万円
三重県菰野町	4.0万人	2,600 m ²	11人	10万8千冊	8.3冊	1,330万円
大阪府熊取町	4.4万人	3,906 m ²	17人	35万3千冊	10.3冊	1,583万円
福岡県粕屋町	4.3万人	2,785 m ²	18人	17万2千冊	10.5冊	1,484万円
平均	4.4万人	2,899 m ²	15人	20万1千冊	8.9冊	1,365万円
望ましい基準値	4.3万人	2,629 m ²	16人	18万6千冊	11.6冊	3,133万円
長崎県長与町	4.3万人	1,666 m ²	9人	6万2千冊	4.1冊	684万円

※ 望ましい基準値は、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について（報告）」（平成）12年12月8日）の参考資料：（2）数値目標の例を参考に算出した。

（1） 施設

現長与町図書館は、役場庁舎の新築に伴い、旧庁舎を改装し1989年（平成元年）に開館した。それに先立ち、自動車文庫「ほほえみ号」の巡回は、1984年（昭和59年）から始められていた。

平成26年度「長与町図書館概要」によると、① 総建築面積 1,666.3 m² ② 3階建て ③ 敷地面積 2,420.8 m²である。そのうち1階部分の開架室は537.5 m²しかなく、これには事務室他が含まれており、狭隘だと言わざるを得ない。敷地面積も、長与公民館を含んでの面積であり、図書館部分に限ると1,000 m²弱となる。

2階部分は、閲覧室・談話室等であるが、机・椅子・照明などの設備が整っておらず、ゆっくりと本を読む環境とは言い難い。また、2・3階部分は、荷重の関係から書庫としての利用は行われておらず、最近5年間では、雨漏り修理や屋上電気配管修理などが行われている。

駐車場は、8台分のスペースが専用として設けられているが、あきらかに少

なく、利用者のアンケート結果からも、その増を望む声が多く聞かれる。

ユニバーサルデザインの導入についても、建設時の基準では対応されていないため部分的に改修を行っている状況にある。

もともと、図書館としての設計がされていないため、機能的な配置・設備になっておらず、利用しにくい施設となっている。

(2) 運営

① 職員数

現図書館は、館長・司書4名・司書補助員4名の9名体制となっている。

日本図書館協会が示した算定方法によると、現在の長与町の人口規模で新図書館の職員数を想定した場合は19人となる。この数字は目安としての数値として重要視すべきであろう。ただし、様々な規模・蔵書数等の要因を考慮し、適正な職員数を決めなければならない。

② 開館時間・開館日

開館時間は、10:00～18:00となっており、利用者の希望とは乖離している。開館及び閉館時間ともに町民のニーズに合わせて変更することが必要である。休館日は、年間約80日となっているが、できるだけ少なくする方向で考えたい。そのためには、人員や運営方法に工夫が必要となる。

また、休館日であっても、新聞等を読むスペースの開放などを考える必要がある。

③ 貸出方法

貸出方法は、バーコードラベル読取式を採用しているが、複数の貸出し希望者を処理するには、やや効率性に欠けるシステムである。最近の多くの図書館で導入しているICチップは、貸出のデータ処理・蔵書管理等に効果的であり、不正持ち出しの防止にも繋がることから、新図書館でも採用を考えたい。

現在、国ではマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の導入が考えられており、その際にはICチップ内蔵のマイナンバーカードが交付される。

総務省では、ＩＣチップの空き領域を各自治体で条例化することにより利用可能としていることから、図書カードとして利用することも出来る。これにより、１枚のカードで複数の図書館で利用することができるようになり、利用者の利便性が向上する。今後、制度の動向を見極めた上で、新図書館での活用を考えたい。

④ 貸出対象

現在、貸出対象は、町内在住者及び町内に勤務・通学している人に限定されているが、時津町・長崎市の図書館では、長与町在住者の図書カード作成が可能となっている。実際の運用上は、長崎市民・時津町民への貸出しを行っているが、各種整備を行い明確な位置づけをする必要がある。

⑤ 貸出冊数及び期間

図書と視聴覚資料を合わせて、一人１回１０点以内であり、その内訳は、図書・５冊以内 １５日間、雑誌・５冊以内 ８日間、ＣＤ カセット・３点以内 ８日以内、ビデオ・１点 ８日以内となっている。

多くの公立図書館では、５～１０冊 ２週間が多く採用されているようだが、人気のある本・新刊本の貸出期間を短くするなど、多くの町民のリクエストに応え、利便性を考えた運営方法を取り入れたい。

また、予約が重なる場合には、複本を購入するなどの対応を行う必要がある。

現図書館では、町民の要望に沿った運用をおこなっているが、明確な位置づけが必要だと考える。

⑥ 蔵書

蔵書数は、一般書３９，１９４冊・児童書２２，８３７冊、ＣＤ、ビデオなどの視聴覚資料が２，４２７本の総計６４，４５８点となっている。

前述の日本図書館協会の算定によると蔵書数は、約２２３，５００冊となるが、目安としては、重要であると思う。

また、蔵書内容であるが、アンケートからは趣味・娯楽・専門書の要望が多く寄せられている。国・県・地方の拠点都市・大学等各々の図書館の役割があ

り、町立図書館は、じかに町民の要望があり、それを反映させる必要がある。多種多様なニーズに対応するためには、多岐にわたる蔵書を揃えることも必要であろう。

しかしながら、他図書館とのネットワークを構築することにより、専門的な図書の利用にも対応しなければならない。

町立としての役割の一つとして、町の施策や社会状況に対応した図書の充実も考えなければならない。農業、特に柑橘・オリーブ・ブルーベリーなどの果樹関係、高齢者の健康、子育て、介護、災害などに特化した図書コーナーの設置なども必要だと考える。

町民のニーズを充分に取り入れ、それに応え得る蔵書内容を目指すことが必要である。

⑦ 郷土資料収集

現在、長与町の歴史については町史や郷土史があるが、町の歴史や遺物をまとめて展示する場所が無い。このままでは、資料等が散逸し長与町の歴史を後世に伝えることができなくなるのではと危惧する。

新図書館を建設するこの機会に、改めて長与町の歴史に対する取組を再構築し、常設で展示・公開できるスペースを設ける必要がある。

小中学生を始め多くの町民に、長与町の正確な歴史を伝えることは、我々の使命だと考える。

⑧ 被爆資料収集他

長与町では、原爆投下後に救護所が設置され、その悲惨な状況の中で多くの方々が亡くなり、町民の多くも被爆した。その記憶を残すため原爆に関する資料収集を行うべきである。町民の協力を仰ぎ、原爆に関する資料収集を行い、長与町の被爆の実態を示す展示も考える。

原爆の悲惨で残酷な惨状を後世に伝え恒久平和を願う町民の想いを発信し、平和教育の拠点としての役割を担う新図書館でありたい。

また、町内には、様々な情報・資料があり、図書館の役割の一つとしてその収集・整理・公開・保存がある。

風景・人物・航空写真など、地図・絵図・古文書など、DVD・CD・ビデオテープ・カセットテープなどの電子媒体、自治会・コミュニティ・PTAなどの町民資料も出来るだけ収集し、必要に応じて展示・貸出を行う。

⑨ 利用状況

人口一人当たり貸出数は、4.1冊（平成26年度長与町図書館概要より）となっているが、平成24年度では、4.46冊であり、年々減少傾向にある。

図書購入費の増減と、貸出し数とは相関関係があり、蔵書の充実は利用状況と密接な関係にある。

登録者数は、31,193人となっているが、登録者のカウントが延べ数であることを考慮すると、実数は、7,000人程度とのことである。

新図書館の開館を契機として、多くの町民に利用していただけるように、創意工夫をしていかなければならない。

⑩ サービス

現図書館でも、様々なサービスの提供を行っている。第一に自動車文庫がある。町内12カ所のステーションがあり、6カ所のステーションを1グループとして月2回2コースで計4回巡回している。積載冊数は1,500冊であり、年間48回のサービスで1回平均91冊の利用と町民に定着しているサービスである。

また、リクエストもWEB予約を含めて10,326件となっている。定期的な活動としては、おはなし会、館内展示、ホームページ・広報ながよ、図書館通信などでのPRを行い、人形劇公演や図書館まつりなども行っている。その他に登録団体も8団体あり、それぞれ活動している。

新図書館では、これらに加えてレファレンスサービス（様々な情報を検索し提供するサービス）の充実や高齢者・社会的弱者に対する大活字本・録音資料等をさらに充実させなければならない。

町内の公民館・小中学校を結ぶネットワークの構築は不可欠である。

フリースペースやホールなどを活用して、役場が開催している様々な事業を行い、各種の講座や講演会などにも活用していく。

アンケートでも要望が多かったカフェの併設もぜひ実現させたい。

町民・役場の創意工夫でその利用は、多種多方面に展開されることを期待する。

4 新図書館建設の基本的な考え方

(1) 基本理念

長与町には、小・中・高・大学と教育施設が整っており、その学力水準も高く学習意欲に優れている。また、成人も知的探求心に優れ、町民の知的欲求を満足する図書館は生涯学習の拠点として必要とされている。

また、町民が憩い集う施設としては、公民館や交流センターなどがあるが、自由にいつでも利用できる場所が欲しいとの声も多くある。

平成13年に文部科学省は、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を定め、平成24年12月に全面改正が行われている。その中で、新しい図書館は、本を読むだけでなく、情報発信・ネットワーク化・様々な学習及び活動の場の提供・図書館職員の資質向上などが求められている。

長与町に建設される新図書館は、この基準を踏まえ、町民に親しまれ利用し易く、行ってみたいと思われる施設でなければならない。

「いつでも だれでも どこからでも」利用できる図書館の設置と運営は、多様化する町民の地域課題の解決と町民のニーズに沿ったものになる。

長与町の未来を担う子供たちのためにも、長与町らしい特色のある図書館が期待されている。

新図書館の基本理念としては、「～集い・憩い・語らい、未来を拓くみんなの図書館～」とし、今後の新図書館の建設・運営を目指していく。

(2) 基本目標

日本図書館協会が示す基準値が一つの目安となるが、あくまで理想像としての位置づけであり、それに向けての整備努力を行うことが重要であろう。

全国には、様々な自治体があり、その住民ニーズや特色は多種多様である。

新図書館は、基準値を基に吟味・検討し、長与町に合った数値目標を設定する必要がある。

下表は、県内の代表的な図書館をリストアップし、その建設年度や延床面積等を比較した表である。

図書館名	建設年度	人口	延床面積	職員数	蔵書数	貸出数/人	年間資料費
長崎市立	平成 19 年	44.0 万人	11,659 m ²	79 人	101.2 万冊	5.0 冊	5,040 万円
香 焼	昭和 53 年		644 m ²	6 人	4.3 万冊		
時津町立	昭和 53 年	3.0 万人	1,171 m ²	12 人	10.9 万冊	8.1 冊	826 万円
諫早市立	平成 13 年	14.1 万人	7,405 m ²	38 人	40.1 万冊	9.2 冊	7,500 万円
たらみ	平成 16 年		3,340 m ²	17 人	16.0 万冊		
森 山	平成 8 年		1,893 m ²	8 人	11.4 万冊		
大村市立	昭和 48 年	9.3 万人	1,182 m ²	10 人	18.4 万冊	5.5 冊	1,137 万円
佐世保市立	平成 5 年	26.3 万人	5,442 m ²	31 人	53.0 万冊	4.3 冊	3,300 万円
島原市立	昭和 61 年	4.8 万人	1,625 m ²	8 人	11.7 万冊	5.4 冊	1,385 万円
有 明	平成 11 年		395 m ²	4 人	7.1 万冊		
五島市立	昭和 34 年	4.1 万人	733 m ²	8 人	10.8 万冊	3.8 冊	11,25 万円
長与町	昭和 33 年	4.3 万人	1,666 m ²	9 人	6.2 万冊	4.1 冊	684 万円

現図書館の老朽化及び規模その他著しく格差があることが判る。

今後の人口の動向については、「長与町第9次総合計画」において詳しい検討結果が示されると思うが、目標人口51,000人は維持されるとのことである。これはあくまで目標としての数字であり、日本の少子高齢化に伴う人口減少を町の様々な施策により、逆に増へと転換させる努力が求められている。

現時点の人口約43,000人の人口目標で新図書館の規模を設定し、今後の人口変化に対応できるようにすることが現実的であると考えられる。

最初から、51,000人を目指すのではなく、状況に応じた対応を行うことが必要であろう。

これらのことを考慮し、長与町における新図書館の基本目標を設定する。

町民アンケートの結果では、75.5%の町民が「図書館をほとんど利用しない」と答えている。これを、できるかぎり減らし、50%まで町民の関心を

アップさせたい。

具体的な目標としては、図書館の利用登録者数を、現状の町民の約16%から50%まで引き上げることを目標とする。

また、個人貸出を現状の約152,000点から400,000点に増加させることを目標とする。これは、整備基本計画書の目標値とほぼ一致する数値となっている。

高い目標を掲げることで、開館に当たっての事前の準備及び開館後の運営について、いっそうの努力を促し、新図書館が町民に親しまれ多く利用されることを期待する。

(3) 情報発信の拠点として

町民の情報発信の拠点としての新図書館は、第8次総合計画及びコンパクトシティ構想推進委員会でも重要な施設として位置づけられている。

新図書館が、どのように情報発信を行っていくかは、運営方法に大きな関係があり、将来の長与町の発展に大きな影響を及ぼしてくる。

そのためには、多様化する町民の情報ニーズを的確に捉え、正確な情報提供を行わなければならない。これは町だけで行うのではなく、多くの町民の声を真摯に受け止めながら、伝えるべき情報の内容・方法を考えていかなければならない。

ネットワークの構築・レファレンスサービス・長与町の特色を加味した蔵書・町の各種情報発信・FM局の開設など多彩な方法で町民に行政情報だけでなく、災害・暮らし・アミューズメント・健康などの情報を提供していくことが重要である。また、一方的な情報発信だけでなく、双方向の情報交流を目指し、町民との情報交換の姿勢が求められる。

(4) 親しまれる図書館像

図書館の設置及び運営については、「平成24年12月19日文科科学省告示第172号」とそれに伴う「長崎県教育庁生涯学習課長の通知」がある。

この基準は、現代の図書館像について詳しく述べられており、新図書館の

建設及び運営について多くの知見が得られる。

基本的な考えは、記載事項にある通りであり、充分参考にしなければならない。

新図書館は、旧来の図書館のイメージに囚われず、町民が気軽に訪れて、本を通しての交流や情報収集及び発信を行える場とならなければならない。様々な年齢層の町民が、交流できるような設備及び運営を行い、町だけでなく町民と協働して様々なアイデアで図書館の活用を図っていく必要がある。

そのためには、町民の要望に沿ったイベント・研修・講演などを積極的に開催することが必要である。

これまで、建物を造ることが目的となり、そこで安心してしまう傾向が見受けられたように思える。

新図書館においては、建設時点からその運営方法や活用方法の検討を行い開館と同時に町民へのサービス提供を行わなければならない。

町民は、開かれた親しみやすい図書館を待ち望んでいる。その期待に十二分に答えることが出来るように準備し、実際に活動することが求められる。

本を読み・借りるだけの場ではなく、多くの町民が集い・語り・笑顔になれるような新図書館でありたいと考える。

(5) 文化財の保存

図書館の役割の中の一つに、町の歴史資料の収集・保管・展示がある。

長与町には、旧石器時代からの遺跡・長与三彩に代表される窯跡・五輪の塔などの県指定史跡・各地域毎に特色ある多数の郷土芸能が残されており、傳承されている。現在、それらを一括して保管し、展示する施設がないことから、散逸しつつある資料を収集し整理し広く展示する必要がある。

将来を担う子供たちに郷土の歴史を学習する場を提供することも、新図書館の使命だと考える。

このようなことから、新図書館には、長与町の歴史を総合的に展示できるスペースを設けることが必要である。また、児童等の学習の場等として利用する場合には、説明員として学識経験者等の参加を考える。

(6) 多機能型施設

現在、大都市部では土地が狭隘であることから、複合ビル内に設置したり、様々な民間事業との連携が行われたりしており、その他の自治体でも、効率的な事業展開を行えるとの考え方から複合化を実施するところがある。

図書館は、生涯学習の場であり、交流の場であり、情報発信の場でもあるといった様々な面を兼ね備えている。生涯学習センター・地域交流センターなどの機能を十分に持っている多目的な施設となっている。

これからの図書館は、旧来の図書館と異なり、多くの顔を持っている。国の補助制度の活用において、生涯学習センターや地域交流センターといった名称が補助の採択要件となっている場合は致し方ないが、狭義の意味での図書館ではなく、広義の考えからの図書館との位置づけを行うことで十分に足りるのではないかと考える。

5 新図書館の建設場所及び敷地規模

(1) 建設場所

平成26年第1回議会の施政方針において町長は、新図書館の建設候補地として榎の鼻区画整理事業地内の公益施設用地とすることを表明した。

これは、「長与町コンパクトシティ構想に対する提言」を踏まえて最終決断を行ったものである。

町の中心市街地に接し、周囲に商業施設や病院等の建設が予定されており、「長崎都市計画道路西高田線」の開通により中心市街地へも直結することから、町民の利便性も高い立地となっている。

また、周囲には県立高校、大型マンション、小学校、役場等があり、人口も集中している地域である。

長崎大水害や東日本大震災の教訓から新図書館には、災害避難場所としての機能も望まれていることから適地であると判断がなされたものとする。

(2) 敷地規模

建設候補地の敷地面積は、約10,000㎡、平地面積は、約8,300㎡と広く、標高も26mとなだらかな丘陵にある。

新図書館は、整備基本計画及びコンパクトシティ構想によると面積約3,000㎡、駐車台数100台程度が想定されている。

これらの条件を実現するために十分な面積があり、今後様々な活用の余地が残されていると考えられる。

ただし、有効面積に対して法面が大きく、法面管理については、図書館で実施することは難しいため、図書館用地としては、約8,300㎡に限定することが現実的であろう。

6 新図書館の規模とサービス

(1) 蔵書規模

整備基本計画では、日本図書館協会の人口規模に基づく算出値から18万冊の開架図書が必要であるとの結論に至っている。ただし、開館当初から揃えるのではなく、当面は一定の水準を保ちながら、将来的に目標の実現を目指す考え方となっており、現実的に可能な手法だと考えられる。

蔵書規模も重要だが、町民の要望や必要性に即した蔵書内容であることが大切であり、基準となる蔵書規模を考慮することは必要だが、より蔵書内容の充実に努めるべきである。

これらのことから、蔵書規模は、整備計画にあるように将来的には20万冊を目標とするが、状況を見ながら目標値に検討を加え、より現実的な蔵書規模とすることが求められる。

当面の蔵書規模を、現在の人口規模から算出した14万冊とするのが現実的である。ただし、施設の開架室・閉架室は、20万冊に対応できる規模を確保しておく必要がある。

(2) 施設規模

整備基本計画及びコンパクトシティ構想において、新図書館の施設規模は、

延床面積約3,000㎡を確保することを求めている。これは、人口規模から割り出した標準的な数値であり、一つの指針となる。

現在、多くの自治体の財政状況は非常に厳しく、行財政改革・歳出抑制・人件費の削減などによる努力が求められている。

長与町においても、他自治体と程度の差はあれ財政状況が厳しいことには変わりはなく、図書館の建設が及ぼす財政への影響を減少させることが必要である。このためには、財政部局との連携を密に、可能な限り将来負担のシミュレーションを作成し、建設計画において事業費の増に対する監視をする必要がある。第一に事業費の最高限度額を設定し、その範囲内での事業計画とすることが必要である。事業展開により事業費が増大し易いことは、過去の多くの事例からも知られており、そこからは多くの教訓が得られる。

今後の社会情勢の変化や2020年の東京五輪の影響による資材や労務単価の上昇は避けられないかもしれない。その際には、設計を変更し財政上無理のない範囲での事業とするために、施設規模の縮小を受け入れることが必要である。

(3) 運営体制

整備基本計画では、貸出冊数2.5万冊/年に対し1人の職員が必要であり、その半数程度は、正職員であることが記されている。館長の手腕や司書の能力及び人数により、図書館の機能が最大限に発揮できるようにしなければならないのは当然である。基準となる職員数は、労働基準法に適合した勤務態勢を維持出来ること、運営に支障のない人数が必要となる。少数精鋭と言えれば聞こえは良いが、職員への過重な負担に繋がる。しかしながら、人件費の増大は、維持管理費の増に直結し、資料費に大きな影響が生じる。貸出及び返却については、できる限り無人化を採用し、その他可能な限り効率化を図るべきである。

開館時間の関係や多目的なホールや談話室などの利用を図書館の所管とする場合は、それに必要な人員の配置も必要となってくる。

新図書館の職員は図書館業務だけでなく、町民サービスを念頭に置き様々な業務を遂行できる資質を必要とされる。

必要に応じて外部委託を取り入れ、職員の負担軽減及び維持管理費の減額を図ることも効率的な運営に欠かせない。ただし、図書館業務の根幹に関わる業務についての外部委託は避けるべきだと考える。

正職員以外で出来る業務については、団塊世代・高齢者・図書業務経験者などを積極的に活用し、経験豊かでソフトな対応により利用者の安心感が得られると思う。また、図書館ボランティアの活用も必要であり、バックヤードでの作業などに協力してもらえると大きな力となり、図書館の活性化に繋がる。

余裕のある人員体制の構築は難しいが、町民サービスに必要な人員の確保とシステムの導入は必須である。

(4) 提供するサービス

① 閲覧・貸出・返却

閲覧に際しては、ゆっくりと本に向かい合える環境を整えることが必要とされる。そのためには、空間・照明・机椅子などの家具・書架などの施設整備に特に留意することが必要であることは当然であるが、図書館としての利用方針を明確にし、それに応じた職員の対応がもっとも重要である。ハードとソフトが一体となり、図書館の機能を最大限に発揮できるよう個々の能力を集約することが大切であり、立派な施設であっても、気持ち良く利用できなければ、今の時代に求められる図書館としての満足度が確保できず、その責任を果たせないと考える。

貸出及び返却については、できる限り自動貸出機及び自動返却機を導入し、効率化を図る必要がある。これは、現状よりも開館時間を延長することを考えると必要なシステムである。ただし、対面での貸出及び返却方法も大切にし、高齢者や幼児に対するきめ細かなサービスの提供を行う。

② レファレンスサービス・レフェラルサービス

図書館利用者の様々な疑問や利用に関しての助力を行うレファレンスサービスは、図書館を活用するために重要とされるサービスの一つである。

利用者が求める情報を的確に把握し、その情報源を正確に伝えるレフェラル

サービスの活用は、新図書館の基本理念に合致し、町民の知的探求心を満たすことに繋がる。

そのためにも、職員の資質が問われることになり、個々の職員の研鑽に負うところが大きい。スキルアップのための研修や勉強会などを積み重ね、町民の期待に応えるよう町としてもバックアップする必要がある。

③ 乳幼児へのサービス

幼い頃から本に親しむことは、乳幼児の健やかな成長に役立ち、成長段階に応じて図書館を利用することに結びつく。

一方で、静かな環境で図書館を利用したいと考える来館者にとって、泣き声や本を読み聞かせる音は、利用を妨げる要素と感じる。乳幼児とともに来館する親にとっても周囲に対する気兼ねが生じる。

安心して乳幼児と図書館を利用できる為には、乳幼児のためのスペースを開架室と区分することが必要である。少々大きな声を出しても良い・親同士が子育ての悩みを相談し合えるなどの、本を読む、読み聞かせるだけでなく子育てのための情報交換の場としてのスペースを設けることが必要である。

また、そのスペースは安全性を考慮し、明るく楽しい雰囲気作りが求められ、町による子育て相談事業や健康相談事業・ブックスタート等を開催し、町民との活発な交流・情報交換の場としてのスペースとする。

親子トイレや洗面台などは幼児に対応し、おむつ交換台や授乳室など親子での利用を考えた設備づくりを考えなければならない。

④ 青少年へのサービス

青少年の活字離れは深刻な社会問題となっている。さまざまな理由があるが、読書は、青少年の心の成長に不可欠であり、図書館の役割は、青少年が種々の分野の本に接し、そこから得られる知見を吸収する喜びを感じる手助けをすることである。その後、個々が自分の人生の一冊とも言うべき書籍を見つけ出すことができればと思う。

新図書館では、ティーンズ向けのコーナーの設置や学習室、談話室を設置することにより、青少年の来館を促し、書籍に親しむ機会を増やし、健全育成に

繋がることが重要である。

青少年向けのイベント開催なども企画し、それが自主的な活動に繋がるように誘導することも大切である。

図書館利用のマナー教育なども行い、各年齢層との交流を行えるような働きかけも重要だと考える。

⑤ 障がいのある方へのサービス

図書館の設計は、すべての人に対して利用しやすく、安全な施設づくり、すなわちユニバーサルデザインを念頭に置いて行わなければならない。バリアフリー化は当然のことであり、例を挙げると、開架室の通路の幅も車椅子と人が通行できるように考え、トイレもオストメイト（人工肛門等使用者のためのトイレ）など、障がいをお持ちの方や高齢者、乳幼児、保護者などすべての方が利用しやすい施設を目指して設計を行わなければならない。

書籍では、大活字本コーナー、音の出る本などを充実させなければならない。

また、独立した音読室や視覚障がい者が利用できるパソコンの設置なども必要である。図書館ボランティアによる利用補助を定着させるだけでなく、利用者すべてが障がいをお持ちの方や高齢者や乳幼児や妊婦などに対する思いやりの気持ちで接するような環境作りが求められる。

⑥ 高齢者へのサービス

車の運転を行わない高齢者に対する公共交通網の整備は、図書館利用を楽しむにしている高齢者の方に対しての町の責任だと言える。図書館利用者の利便性に配慮した新たな路線の整備をバス事業者に働きかけるとともに、コミュニティバスや乗合タクシー等の導入も検討し、図書館だけでなく、町全体の活性化に寄与するような交通体系を確立しなければならない。

高齢者相互の交流の場・世代間交流の場として、談話室の設置が必要である。これは、利用申し込みなどを不要とし、気軽に利用できるように考えなければならない。お茶・茶菓子程度の飲食は可能にして自由に活用できるようにしたい。この談話室で、介護保険課の高齢者を支援するサービス事業や健康保険課の相談事業などの事業展開を積極的に展開することも高齢者サービスとし

て重要である。

⑦ 特色あるサービス

長与町の各種産業に関連した書籍の充実及びコーナーの設置、郷土の歴史・遺産の学習、町の施策と連携した事業展開、カフェでの特産品等の提供及び販売、他図書館や町内施設とのネットワーク化、ＩＣタグの活用による効率化、災害避難場所としての機能充実、再生可能エネルギーの利用、町民相互の交流の場としての機能など、図書館としての基本的な役割により多くの付加価値を加えることによりサービスの向上に努める。

また、図書館前に、銀行ＡＴＭや郵便ポストを設置し、町民の利便性を向上させる。ゴミの常設の資源化物回収場所を設置する。

⑧ 行政・議会・地域・コミュニティ・自治会等の情報発信

町民への情報提供及び情報の共有は、積極的に実施し、様々な工夫をしなければならない。

行政の情報発信は、広報・ホームページ・ほっとミーティングなど様々な場を利用して町民への情報提供を行っている。

現在、防災情報のデジタル化やコミュニティＦＭ局なども検討されており、実現されると大きな効果が期待できる。行政情報は、多岐にわたりその情報量も多いことから効率的に伝えることが必要である。コミュニティＦＭ局の新図書館への設置についても、その協議経過の進行に合わせて検討が必要である。

パンフレットや冊子の設置も必要だろう、そして簡単にパソコンを使って情報を得られるシステムも必要であろう。情報は、正確さと新鮮さが重要であり、システムの管理はリアルタイムで行わなければならない、双方向で町民の意見を発信できる機能が望まれる。

議会情報は、議会傍聴、ホームページ、議会だより、議会報告会、議員個々の日常活動などにより努力が行われている。

新図書館では、議会関係コーナーを設け、会議録、議会だより、議会スケジュール・研修結果報告などを住民が自由に閲覧できるようになればよいと思う。議会開会中は、ロビーまたはエントランスでの議会中継を放映し、現在、

役場庁舎内で限定して行われている議会中継を拡充したい。これは、現在実施されているネット中継を利用すれば、新図書館でも容易に実現できる。

実施については、実施方法を含め議会との協議を行う必要があるが、可能な限りの情報発信を行えるよう検討をお願いしたい。

町内50自治会及び5つコミュニティーは、各々が特色ある活動を行っており、町民の自主的な活動を発信する場として新図書館の活用が考えられる。

町民の自主的な活動が活発になることは、町の活性化の大きな力となり、協働の観点からも不可欠なものとなっている。

その活動を支えるための新図書館の役割は、各々の活動内容を町民に伝えることにあると考える。そのためには、町民の自主的活動をサポートするコーナーを設け、その活動を支援することが重要である。自治会の加入率の減少、合わせて子ども会への加入促進対策としても、活動の状況や必要性を伝えていくことが必要である。

⑨ ITサービス・図書館ネットワークサービス

図書館のITサービスには、パソコンによる書籍情報等の検索、図書館ネットワークサービス、貸出・返却・予約サービス等が考えられる。

パソコン検索は、わかりやすい画面でタッチパネル方式により希望する書籍の検索を容易に出来る方式にする。検索方法も書籍名・著者・内容・キーワードからの検索など、希望する情報を多種の検索方法で得ることができるようにする。

ネットワークサービスは、県・他自治体・町内施設とのネットワーク化により、図書館で収蔵している蔵書数の数倍の蔵書収蔵効果があり、自前の蔵書数の補完サービスとして大きな効果があり、利用者の利便性が大きく向上することからネットワークサービスの導入は必須である。

貸出・返却については、現在利用しているバーコード方式をICチップ化し、登録者カードもICカードとする。また、自動貸出機・自動返却機の設置により、これまでよりカウンター業務の効率化が可能となり、事務の効率化にも繋がる。また、セキュリティーゲートの設置により、誤貸出の防止にもなり、図書館における様々な統計処理の効率化にも繋がる。

今後の課題であるが、近隣自治体との統一した I C カード利用が可能となるよう検討し、一枚のカードで他自治体の図書館が利用できるよう住民の利便性を図る。現在、国において進められているマイナンバーカードの利用も念頭に置き、図書利用カードの I C 化の実現を検討していく。

今後の I T の進化により新たなシステム構築が可能となることも考えられる。図書館の運営方法を検討する際に、I T サービスについての調査・研究を併せて行い、その活用頻度・有効性・効率性・経済性を検討し、方式及び導入を決定する。

スマートフォンやタブレット端末の普及に対応して、図書館内で W i F i 接続が出来るよう整備を行う。

また、ホームページの充実は、ネット予約や検索ページを設けて、新刊情報・イベント情報など様々な情報発信としての活用が必要である。メールマガジンの発行も準備ができ次第実施する。

⑩ 複合する施設との連携

新図書館では、従来の図書館機能だけでなく多方面に及ぶ機能を備え、町民の活用しやすい施設を目指している。

これまで、複合した内容の施設運営では、縦割り行政の弊害が多く見られる。

すなわち、担当所管課が明確に定められず、運営に支障が生じる場合が見られた。新図書館を活用して行う事業については、各所管課が着手から完了まで責任を持って実施することが必要である。図書館は、各スペースの利用に関する業務を担当する。各専門コーナーも各所管課が管理運用することでその効果及び情報発信の目的が達せられる。

図書館にすべてを任せるのではなく、町の各々の所管課が図書館を利用しての業務展開を考えていくことが必要である。

図書館部分と会議室・ホールとの関係は、一体化して考える必要があり、所管課を分離するべきではない。図書館全体の運営を図書館業務として捉えることにより円滑な運営が出来る。

新図書館の機能を十二分に発揮出来るように、従来の運営方法を見直し、枠を越えた運営体制が必要である。

⑪ 自動車文庫「ほほえみ号」

ほほえみ号は、12カ所を月2回巡回している。平成24年7月からほほえみ号を買い換えて、巡回場所を増やすことにより、利用冊数が増加している。

しかしながら、平成25年度の利用冊数は、一般書1,692冊、児童書1,347冊の合計3,039冊となる。貸出冊数は5冊までとなっていることから、利用者は、600名～650名程度ではないかと思われる。

利用者数から見て、職員がまる一日従事し、運転委託をしていることを考えると効率的とは言えない。ただし、保育所・介護施設・児童館等を巡回しており、効率面だけで判断すべきではないとも思う。

新たなほほえみ号の活用は、公民館などでの本の返却受付やリクエスト本の配達などの業務を兼ねた形で、図書館利用が地理的また身体的に困難な方へのサービスを主に行うようにする。新図書館と各公民館などの整備により、町民の利便性は向上することから、ほほえみ号の活用方法を十分に検討して欲しい。

⑫ 町民の憩いの場として

町民アンケートの結果を見ると、新図書館にカフェの併設を希望する声が多い。多くの自治体の図書館に、カフェが併設され憩いの場となっていることに起因していると思われる。

新図書館でも、カフェの併設を行う。カフェの内容は、町の特産品である柑橘類・オリーブ・ブルーベリー・イチジクなどの果物を使用した飲料や長与スイーツをメニュー化し、特色あるカフェとする。また、生活改善グループやほほえみの家での作品などを販売するブースも併設する。

運営については、町の直営は難しい面もあることから、各種福祉団体への運営委託が望ましい。カフェの従業員で可能な業務は障がい者を雇用し、雇用の場の創出を行う。

また、町内に気軽に立ち寄る場所が少ないとの声も聞くことから、高齢者相互及び世代間交流ができる談話室、子育て世代の部屋、ティーンズルームなどを設ける。

周囲の樹木や植栽にも配慮し、幼児向けの遊び場であるプレイロットなどを

設置し、町民の憩いの場としての整備に努める。

7 施設整備

(1) 全体のデザイン・周辺環境との調和

具体的なデザインや施設内容は、町民や専門家等で構成される建設検討委員会（仮称）で決定されていくことになるが、多くの町民が参加して町民の図書館として建設されることが必要である。

延べ床面積を約3,000㎡程度とすると、敷地面積約8,300㎡に平屋建てで建設しても、駐車場100台分は十分に確保できる。

ただし、町の中心に立地することから、将来、敷地の一部に何らかの町施設を建設する計画になった場合を考慮する必要がある。

平屋建てのメリットは、障がいをお持ちの方や高齢者等が利用しやすいことにある。また、エレベーター等を設置する必要もなくなり、設備費の抑制に繋がる。天井が高く、フラットで広々とした閲覧室やホールは、開放的で安心感があり、様々な用途に活用が可能となる。

周辺は、商業・病院、住宅他の用地となっていることから、周辺と異なった緑あふれる環境づくりにより、新図書館を際立たせることができる。

植栽を増やすことは、剪定等で維持管理に手間がかかる。なるべく、容易に維持できる樹木・植物を選定し、自然に親しみ四季それぞれの変化を楽しめる庭園等を含め図書館周囲の環境づくりを行っていく。

(2) ゆとり

敷地面積が十分に確保できることから、ゆとりある配置が可能となっている。

また、施設の内容も、各スペースを細かく区切ることなく、用途に応じて利用できるよう可動性を持たせることにより、利用者にとって開放感が得られる。

書架・閲覧テーブルの配置及びデザインも使いやすさだけでなく、全体のコンセプトを統一し、調和を考えた設備とする。

華美になることを避け、暖かみのある空間を作り出し、来館者が安らぎを感

じられるような工夫及び配慮を行う。

(3) バリアフリー及びユニバーサルデザイン

バリアフリーとは、「設備やシステムが広く障がい者や高齢者などに対応可能であること」であり、これからの施設建設では当然考えなければならない。

また、ユニバーサルデザインとは、「文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設の設計(デザイン)」をいう。

バリアフリーの考え方は、すでに一般に認識され、具現化されつつある。

新図書館では、バリアフリー新法及び長崎県福祉のまちづくり条例に基づくだけでなく、町内の外国人登録なども参考にし、すべての人が気兼ねなく安全に利用できる施設づくりを目標とするユニバーサルデザインの考えを導入する。

また、施設付帯設備についても、障がい者及び乳幼児を連れた親子などは、駐車場を施設近くに設置し、屋根付きの駐車スペースとし、雨天時での来館を容易にするなどすべての人に優しい施設作りを念頭に置く。

(4) 子どもたちのために

図書館は未来を担う子どもたちの学習の場として重要な役割がある。学校だけでなく、様々な書籍に親しむことで知らぬ間に多くの知識を得ることができ、そして、人生を歩む上での道標となる教訓を得ることが出来る。

子どもたちを取り巻く環境は、大きく変化しているが、その中で図書館は、社会との接点となる場でもありたい。そのためにも、学校との連携を密にし、子どもたちにとって本が身近な存在となるように努めなければならない。

ティーンズ向けの書籍の充実やITサービスに加えて、学習の場として図書館の活用を支援したい。

子どもたちのためのイベントの開催やサークルづくり、夏休みなどを利用した研修など工夫をすれば様々な活動が行える。

教育委員会だけでなく、国際交流協会などの各種団体と共に子どもたちが興

味を持ち無理なく図書館施設を活用し、それが本を読むことに繋がり読書習慣を身につける一助となればと考える。

(5) 循環型社会への貢献・再生可能エネルギーの活用

これから建設される建築物は、再生可能エネルギーの導入など循環型社会の形成に貢献しなければならない。特に自治体の建築物は、率先して導入を図り町民の意識向上の範とならなければならない。

新図書館では、太陽光発電と蓄電池の設置、トイレの雨水利用及び人感センサーの設置、LED照明利用、省電力型及び節水型機器の設置などを導入する。

また、外壁などに断熱ペイントを塗布し、窓ガラスを複層ガラスや熱線反射ガラスなどにし、断熱効率を向上させる。自然光を多く取り入れたいが、書籍への影響を考慮して実施する。周囲の植栽などで輻射熱を抑制し、外構では木陰の場所を多くするなどが考えられる。

建設候補地を考えると、北風はそれほど強くはないであろうことから、省エネ効果を最大限に発揮できると考えられる。

また、現在、県で進められているEV（電気自動車）・充電設備の整備促進事業を長与町でも実施するために、新図書館にEVの電欠不安解消のための充電器設置の検討を行う。

新図書館は、町の施策である循環型社会の形成・地球温暖化対策のモデルとなるような建物でなければならない。

(6) 災害避難場所としての設備

町の中心の小高い丘に立地する新図書館は、災害避難場所としての役割を担う。昭和57年の長崎大水害や最近の東日本大震災など、異常気象による大規模な災害が多発している。このような状況の中で、町の災害避難場所は現在37カ所が指定されている。その施設は、公民館や学校が主であり避難生活をするには無理があり、一時避難場所として考えられている。

新図書館では、循環型社会の構築の観点から、太陽光の活用・雨水利用などを考えており、災害避難場所としての機能を併せ持つ施設となる。

大規模な停電が続いたとしても、太陽光及び蓄電池により新図書館は停電とは無縁である。

また、雨水を利用することから水洗トイレも使用可能となる。(湧水期を除く。)

隣接して商業施設の建設が予定されていることから、災害協定を締結することにより、食料や飲料水の確保もできる。医療施設も隣接予定とのことから、ますます避難場所としての立地条件を満足することになる。

新図書館でも、ある程度の毛布や飲料水として水道局の「長与の水」などを備蓄しておくことも必要であろう。

建設候補地は、切土であり地盤もしっかりしており、小高い場所であることから、浸水や崖崩れの心配は少ない。町民の生命と財産を守る義務を負う町としては、新図書館の避難場所としての機能を最大限に発揮できるように設計・運営を考えていかなければならない。

(7) 駐車場の確保

町民アンケート結果を見ても、駐車場が少ないとの意見が多く見られ、「図書館に行きにくい理由」の第一が駐車場が狭いとの回答で56.7%となっている。

車での移動が普通になっている状況下、一定数の駐車場は確保されなければならない。

整備基本計画及びコンパクトシティ構想では、新図書館建設時には、約100台規模の駐車場が必要と結論づけられている。

現図書館の利用者の多くが車利用であり、高齢者や乳幼児や障がいをお持ちの方と同行されるケースも多いことから、新図書館の駐車場は100台程度を確保する必要がある。

(8) 交通機関とアクセス

榎の鼻区画土地整理事業地は、宅地の分譲が順調に行われており、公共交通機関の乗り入れも行われることになる。

平成29年3月に、西高田線架橋が完成することから、それまでには民間バスが運行されるものと考えている。

民間バス会社であることから、その運行経路について町が介入することは出来ないが、町内全域から新図書館を経由する路線設定を実現して欲しい。

また、町は、交通体系の充実を具体的に検討しており、コミュニティバスや乗合タクシーの導入なども検討されている。新図書館の整備状況に合わせて、より一層交通体系の充実を図り、来館の利便性の向上に努めなければならない。

8 管理・運営

(1) 職員体制・司書の確保

整備基本計画では、館長について「図書館学の教育を受け、経験を積んだ者」とあるが、新図書館を考えた場合、図書館の運営だけでなく、様々な分野での経験が必要とされる。

新図書館の館長には、情報発信を行い、町民相互の交流、町の活性化などの役割も求められることから、図書館業務に留まらず、自由な発想と実行力・行政や地域との連携等の資質が必要となる。新図書館の館長は、総合プロデューサーとしての活動が期待される。

そのためにも、館長の職務権限の一部に自由裁量を認めることも必要になるのではないかと考える。

職員については、レファレンスサービス等の重要性からも、専門的な知識と経験を有した司書が必要とされる。職員の資質は、図書館運営を左右するものとも大きな要素だと考える。利用者の問いに即座に答えることも大切だが、その対応の丁寧さ・親切さが新図書館の印象を決定づけることになる。能力及び経験に優れた司書を中心に、多くの一般利用者にとって気軽に声をかけ合える職員も必要だろう。

正職員を何名にするかは、運営の方法、すなわちIC化や自動貸出機や返却機の導入による省力化等による効果を検証し、標準的な職員数を参考にして、新図書館の職員体制を決定すべきである。

また、図書館には、正職員以外に、多くの業務があることから補助的業務を行う職員も必要となる。その一部には、経験豊かなシルバー世代の雇用も考えられ、ソフトな対応で利用者にとって親しみやすい図書館となるのではと考える。

人件費は、図書館の予算の多くを占めることになることから、十分に検討を加えることが必要である。ただし、図書館機能を正常に維持するための人件費は確保されなければならない。

(2) 維持管理

これまで、建築物の完成までを最重要と考えることが多く見られた。しかしながら、完成後の運営がもっとも重要である。

新図書館では、再生可能エネルギーの導入等により電力費を削減し、外周の維持が容易な植栽を考える。その他では、蔵書の購入の内、雑誌類については町内企業からの継続した寄贈を考える。寄贈をした会社名を雑誌類の下部に掲載するなど実施可能だと考える。

また、町民に書籍の寄贈を呼びかけることも一つの方法であり、その書籍の分類や整備をボランティアで行ってもらうことも、町民との協働であり意味があることだと考える。

図書流通の専門業者や書店からの書籍購入が一般的であるが、良質な古本などを利用することも考えられ、同一予算で多くの書籍を揃えることが可能となる。大型古本店では、法人向けの販売も行っていることから、実現にむけての検討を始める必要がある。

維持管理費は、町の予算においては経常的に計上されることから、新図書館を適正に運営し、町民に貢献できるように維持していかなければならない。

ただし、図書館だけに優先的に予算をつけることはできないことは当然であり、そのためにも所管課及び図書館がいかに経費縮減・経費削減を考えていくかに係っている。町民サービスの質を落とすことなく、効率的な運営をおこなう工夫が求められる。

維持管理については、地方自治法第2条にも記載されている、「最小の経費

で最大の効果を上げる」工夫が特に必要とされる。

(3) 危機管理

図書館の危機管理で第一に考えなければならないのは、防火対策である。

消防法の規定に基づく設備の設置は必須条件であり厳守しなければならない。スプリンクラー、防火扉、非常口、誘導灯、消火設備等の設置は当然であり、火気を使わないIHヒーター等の利用を行う。敷地内は、原則禁煙とし、屋外に喫煙所を1カ所だけ設置し、分煙化を推進する。

また、雨水利用のために設置する水槽は、防火水槽の機能も兼ね備え得る容積とする。

小高い丘に立地することから、水害による浸水被害対策は必要ないだろう。

新図書館を、平屋で建設した場合は、法による耐震化の規制から外れるだろうが、多くの町民が利用することから、設計段階で安全性の確保を十分に検討する。

多くの図書館が直面している問題に、不正持ち出しがある。その対策は、本にICタグを取り付け、出口に設置したセキュリティーゲートを通過するときにはブザーで知らせることにより防止が可能となる。

また、不審者対策も重要であり、防犯カメラ・防犯ミラーの設置は必須である。図書館の職員等は、女性が多いことから、新図書館も警察の巡回場所として位置づけてもらうことも考える必要がある。

(4) 開館時間等

現図書館の開館時間は、10時から18時までとなっている。町民アンケートでは、利用しない理由に、時間が合わないと回答した人が26.6%であり、また、「夜8時まで開館していた場合には利用しますか。」との問いに61.7%の人が利用する・利用するかもしれないと答えている。

当町は昼間人口が少なく、現状の開館時間では平日の利用対象者は少ない。

仕事に従事している町民は、現在の開館時間では平日の図書館利用は難しい。

新図書館では、9時から20時まで開館時間を延長し、多くの町民が図書館

を利用できるように努めて欲しい。

町は、このための人員措置を行い、多くの町民に公平にサービスの提供ができるよう努めなければならない。

図書館では、定期的な蔵書整理やより良いサービス提供を行うために閉館日を設けることが必要である。職員の労働時間との関係もあり、職員体制を鑑みて開館時間及び開館日の決定を行う。

(5) 図書館サポーターとボランティア

町には、ボランティア活動を行っている多くの町民がいる。がんばらんば国体・がんばらんば大会では多くの方々がボランティアとして参加された。町民意識調査においても、町民の多くがボランティアに関心を持っているとのアンケート結果もあり、町民のボランティアに対する意識が高く、ボランティア参加希望者の潜在数も多い。

こういった方々を新図書館では、様々な分野でボランティアとして活動して頂き、町民一体となって新図書館を運営していく体制を作り上げる必要がある。

また、町内の大学の学生にも呼びかけて、カウンターの業務補助や年齢が近いティーンズサークルの世話などを行っていただくことも考えられる。

町が推進している協働のまちづくりを実践する場として新図書館の活用を行うことは、町の活性化に大きく寄与すると考えられる。

図書館を応援するサポーターや友の会などの団体により、年会費を集め、蔵書購入などに絞って支出するシステムの構築も考えられる。これは、活動は出来ないが、応援はしたいと考える人も参加できるボランティアの一つと考える。

社会福祉協議会等とも協議しながら、ボランティア活動の活性化につなげていく。

(6) 地元産業・商業との連携

新図書館建設候補地は町の中心に位置し、西高田線架橋が完成すると、中央商店街への動線ができる。

また、コンパクトシティ構想では、隣接して商業施設の建設が予定されるな

ど、中心市街地が広がり、その中で新図書館を町活性化の中核となる施設と位置づけ、交通インフラの整備により中央商店街等の活性化につなげようと考えている。

新図書館が、中央商店街の活性化に直結するわけではないが、商工会を始め各々の商店が特色ある工夫をし、中心市街地に集まる人の流れをいかに中央商店街へとつなげていくかを考えて実行することが重要である。

新図書館では、町内の飲食店情報を載せた「長与ガイドブック」や「インフォメーションマップ」を置き、ポスターの掲示などを工夫することで、地元産業・商業の紹介をおこなうこともできる。

また、用地に余裕があることから、商工会のイベント開催などもできるだろう。活性化の一つの手段として、新図書館一帯をどう活用して、商店街への動線を構築していくかが、商店街の活性化に繋がると考える。

9 建設方法

(1) 透明性の確保

公共工事は、あらゆる関与を排除し透明性及び公平性が確保されなければならない。新図書館では、基本設計・詳細設計・工事入札等の一連の過程を町民に開かれた形で実施しなければならない。そのためには、設計者の選定及び工事入札については、町民・学識経験者・建設専門家・行政等からなる「設計選考委員会」を設置して審査を行い決定していくことが必要である。

選考委員会の審議過程や結果については、広報やホームページなどで町民へ公表を行い、選考の段階から透明性を確保する。

(2) 設計・施工業者の選考及び決定方法

図書館の建設は、その特殊性から一般的な競争入札はなじまない。とくにその設計は、設計者の資質に大きく左右されることから高い専門性が必要となる。これまで建設に着手した自治体では、コンペ方式・プロポーザル方式のいずれかを採用するケースが多く見られる。

設計者にデザインや施設内容を提案してもらい決定するコンペ方式では、設計が確定してしまうことから町民の多様な考えを取り入れることが難しい点があげられる。

プロポーザル方式では、設計者の提案・経験・会社・内容等を審査し、まず設計者を「設計者選考委員会」で決定し、その後、設計者と町民・建築専門家・行政等で構成する「設計検討委員会」で基本構想・整備基本計画・コンパクトシティ構想を基に、具体的な設計内容を協議し一つずつ決めていく方式である。

協議には、最低1年程度を要すると考えられるが、町民が設計に参加することで、町民と共に造る図書館として大きな意義があると考ええる。

基本設計・詳細設計が完成したら、工事入札となるが、現段階では総合評価型の入札方式の採用が望ましい。評価項目・評価点数の配分等については、行政だけでなく外部委員で構成する「評価方式検討委員会」により決定し、入札者の決定についても、行政・外部委員で構成する「建設工事評価決定委員会」で最終落札者を決定することが望ましい。

新図書館の設計業務は、プロポーザル方式を採用することがもっとも望ましいと考える。

(3) 新図書館建設準備室の設置

建設に際しては、図書館業務関係だけでなく、設計・建築・入札に関する深い知識が必要とされる。運営に関する条例・要綱も数多く改正または制定しなければならない。

ネットワークの構築・職員採用の準備・蔵書選定・机・椅子等の設備の配置及び選定・現図書館からの移転など多岐に渡り、膨大な業務量となる。

町では、これまでプロポーザル方式の実施経験がなく、その知識を得て実行していくには、事前の準備を充分行わなければ遂行できない。

透明性を確保するための委員会の設置及び運営も重要な職務となる。

これらの業務を、計画通りに実施していくには、図書館建設を専門とする部署の設置が不可欠であり、今後の計画の推移を左右することになる。

新図書館に関する業務を一本化し、機構を横断し迅速な対応が出来るよう「新図書館建設準備室」を設置し、早急に着手しなければならない。

(4) 交付金事業を含む国庫補助事業等の活用

新図書館建設における最大の問題は財源である。このことなくして、建設を考えることはできない。

町の財政状況を判断する指標である健全化判断比率は、他自治体と比較して数字上は良好であると言える。

しかしながら、これまでの事業に係る起債の償還や福祉や介護分野である民生費の負担増など安心できる状況にはなく、新図書館については、将来負担の予測を行い、財政が許容できる限度額を設定し、事業規模を決定する必要がある。

町の単独財源で新図書館を建設することは不可能であり、なんらかの国庫補助事業等の活用が必須である。

現段階で想定している国の交付金事業を活用した場合の、20年間の償還シミュレーションを作成し建設に着手可能と考えているが、今後の国の動向を注視していく必要がある。

国では、地方創生など新たな交付金事業の創設などの動きがあることから、町として有利に活用できる国庫補助事業等の調査研究を継続し、情報の収集に努めなければならない。

再生可能エネルギーの導入についても、国庫補助事業等を活用し財政負担を軽くできるようにする。

総事業費の検討は難しく、今後の設計の検討内容に大きく影響されるが、建設に係る予算の上限を設定しその金額以内での事業計画を決定しなければならない。

ただし、国庫補助事業等の活用は必須であり、その円滑な運用を担保し、採択要件の変更・国庫補助事業等の変更があった場合は、上限額を下げる必要があることは言うまでもない。

町にとって、有利な国庫補助事業等を活用し、財源への影響を極力少なくし

ていくことが、新図書館建設の可否にかかっている。

(5) 財政上の留意点

新図書館の建設候補地の購入方法は、区画整理組合から町が直接購入する方法と土地開発公社を介して購入し国庫補助事業等を活用して町が買い戻す方法が考えられる。

現段階では、土地の買取価格や時期の協議が整っていないこと、土地の購入に関して国庫補助事業等の制約などがあることから、土地区画整理組合との協議が必要である。

国庫補助事業等の活用は、土地購入の翌年に建設工事を着工することが必要であり、また、用地購入に関する議会の議決が必要であることから、購入に関しては、スケジュールを詳細に検討し決定し、また、説明責任を果たしていかなければならない。

施設内の備品等は、国庫補助事業等を適用できないことから町単独予算で購入しなければならない。蔵書・椅子・机・書棚・I Cタグ及び付属品・ユニット畳・事務用品・パソコンなどをはじめとした多くの備品が必要であり、その費用は数億円必要だと考えられる。

このための財源を準備するために、町に新図書館建設基金を設け、出来る限り積み立てを行う。また、図書基金条例を改正し、新図書館での活用を可能とし、その他の教育委員会所管の各種基金を新図書館建設の家具や備品の購入に使用できるよう検討を行う。

維持管理費は、現図書館よりかなり増額しなければならないことから、十分に検討を行い試算をし、財政部局との協議を行うことが必要である。

新図書館では、太陽光発電を導入することから電力使用量は非常に少なくなる。雨水利用を行うと、水道料金は大幅な減額となる。剪定・機器の保守点検・定期点検・修繕・備品購入・I T関係などの費用は増加していくであろう。

このように、個々の項目についての検討・研究を行い、維持管理費の上昇を極力抑える工夫が求められる。

10 建設スケジュール

新図書館の建設に際しては、その完成までの計画を細部にわたるまで検討し立案し着手しなければならない。その際には、作業効率を考慮しP D C Aサイクル【計画・実行・評価・改善】を念頭に置いて進めていく必要がある。

財政上の問題もあり、ここでは、具体的な年限には言及せず一つの例として建設スケジュールを示すことに止める。

初年度：・国交補助事業等採択のための計画立案。採択へ向けての協議及び申請。

・新図書館建設準備室の設置。

次年度：・プロポーザル方式による設計業者選考方法の決定及び設計者選考委員会の設置。設計者の決定。基本設計に着手

三年目：・設計検討委員会での検討

・詳細設計　・建設工事入札

・条例、要綱等の整備準備。

・蔵書購入準備等。

四年目：・建設工事

・職員研修　・移転準備

五年目　・新図書館へ移転。開館準備

六年目　・開館

事業実施期間については、町の財政計画・交付金事業・国庫補助事業等の実施年限などを考慮して決定することとする。

長与町新図書館基本構想策定委員会名簿

No.	選 出 母 体	氏 名
1	社会福祉協議会	板倉 陽一
2	乳幼児教育関係代表	大河 希衣子
3	整備検討委員会代表	小袋 朋美
4	町立図書館館長	勝本 真二
5	P T A連合会会長	勝矢 圭一
6	前町立図書館館長（司書）	草野 洋 （副委員長）
7	行財政改革推進委員会会長	伊達 憲一 （委員長）
8	学識代表	二羽 史裕
9	商工会代表	毎熊 一太
10	学校代表	松尾 克久
11	長与町教育委員長	村上 光子
12	中央コミュニティ代表	吉丸 尚眞

事務局 政策推進課

むすびに

私たちの長与町図書館は、既に築55年を経過し、著しい老朽化が心配されて、具体的な課題として狭隘な蔵書環境や駐車スペースの少なさなど図書館を利用する際の不具合が指摘されています。

一方、私たちを取り巻く生活環境は日々変化し、高度情報化の時代を迎え、世代を超えて人々が交流し自由に学習することが出来る環境を整備していくことが求められています。

このような状況の中で、町は、図書館を“生涯学習の拠点”まちづくりの核となる施設”と位置づけて、先の長与町立図書館整備基本計画では、町を目指す理想的な図書館像が検討されました。

今回の長与町新図書館基本構想の策定に当たっては、町の施策、整備基本計画、コンパクトシティ構想をベースに実現可能な新図書館に向けて議論を重ねてまいりました。

長与町の新しい図書館は、情報発信の拠点であり、町民相互の交流の場であると考えますので、保育所・幼稚園から大学までを有する“教育のまち”として、生涯学習意識の向上と読書推進、人と人を繋ぎ文化情報の接点を担う役割を具現化しなければなりません。

町民アンケートでの多くのご意見や近隣の図書館の実情も踏まえて、床面積や蔵書規模、駐車台数を増加させ、運営体制や特色あるサービスなど、「利用しやすい図書館！」「利用してもらえる図書館！」を考えてきたところです。

また、活字離れが懸念される中で、「町子どもたちが夢や希望を持てる書籍に出会え、お年寄りにゆとりや潤いを感じていただける！」そんな図書館でありたいと願いながら、魅力ある・夢のある新しい図書館を実現できるように検討してまいりました。

今後は、町民の皆様に喜んでいただける新しい図書館建設に向けて、しっかりと準備を行っていただくようお願いいたします。

最後に、長与町新図書館基本構想の策定にご協力いただきました関係各位に御礼を申し上げます。

長与町新図書館基本構想策定委員会

委員長 伊 達 憲 一

長与町新図書館基本構想

